

平成 30 年 7 月 9 日

中央教育審議会生涯学習分科会

公立社会教育施設の所管の在り方等に関して

村上祐介（東京大学大学院教育学研究科准教授）

1. 社会教育（博物館・図書館等を含む）においても政治的中立性・安定性・継続性は必要であり、公立社会教育施設についても教育委員会が所管することを基本とすることが望ましいと考える。

- ・平成 25 年中教審答申でも社会教育等における政治的中立性の確保は必要とされており、各団体からのヒアリングでも、一部の関係団体からは、政治的中立性・安定性・継続性の確保について一定の懸念が表明されている。
- ・首長部局にいったん移管されると、移管後に政治的中立性・安定性・継続性の点で何らかの支障が生じても、教育委員会の所管に戻すことが困難となることも考えられる。
- ・教育委員会の所管の下で、そのデメリットをどう解消しうるかを考える必要がある。

2. 仮に公立社会教育施設の所管を移す場合には、総合教育会議による首長と教育委員会の協議・調整を経るなど、首長および教育委員会双方の意向を反映できる仕組みにするよう配慮すべきと考える。

- ・条例による移管は、首長と議会による決定のみで可能であり、政治的中立性の確保のための制度を政治的に決める仕組みになっている。この仕組みでは、条例制定時の所管であるはずの教育委員会の意向を十分に反映できないおそれがある。
- ・地教行法では教育委員会の意見聴取権を定めているが、首長と教委は法的には対等な執行機関であり、本来は教委の事前承認など、教委の関与を法定することが望ましい。
- ・総合教育会議は、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」に関する協議・調整を行うこととなっており、公立社会教育施設の移管はこれに該当すると思われる。総合教育会議による協議及び調整を法的に義務づけることが望ましいが、それが難しい場合でも、できる限り、総合教育会議による協議・調整を行うものとすべきである。
- ・教育委員会は、「その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる」との規定を活用し、首長との事前の協議・調整に努めることが求められる。

3. 仮に公立社会教育施設の所管を首長部局に移した場合の政治的中立性・安定性・継続性等の担保措置としては、第三者機関の設置などもありうるが、教育委員会が積極的に関わることを望ましいと考える。

- ・現行制度では、政治的中立性・安定性・継続性の確保や地域住民の意向の反映をその目的として教育委員会が設置されており、その目的を一定程度担保するためには、規則制定時の意見聴取などを通じて、教育委員会が積極的に関わることを望ましいと考える。
- ・自治体の規模等によっては、新たな第三者機関を設けることが難しいことも考えられるため、社会教育委員の活用も含め、教育委員会の判断で実効性のある担保措置を講ずることができるようにしてはどうか。
- ・前述の通り、総合教育会議での協議・調整も積極的に活用すべきである。